

24 広中支調交第7号

2024年10月8日

日本郵便株式会社 広島中央郵便局

局長 安光 政則 殿

郵政産業労働者ユニオン 広島中央支部

支部長 岡崎 徹

2024年度年末年始業務運行に関する要求

2024年度の年末年始繁忙は、10月1日の郵便料金値上げ後、初めての年末年始となります。近年年賀の減少傾向が続く中、値上げがどのように影響するのかが注目されます。単年度黒字を仮に確保出来たととしても、この値上げが次年度以降、逆に郵便離れによって大きく赤字に転換することも充分想定されます。

また、ゆうパケット等の追跡を伴う郵便物は10月以降増加し、要員が全く増えない中、日々の業務運行に多大なる影響を与え、内務・外務共労働者の職場環境は益々悪化するばかりです。

ユニバーサルサービスの提供を維持する中で、値上げが結果的に良かったのか、また他社荷物を安易に獲得することが正解だったのか、大きな判断材料となる今年年末年始繁忙を迎えるにあたり、以下の要求を提出しますので、10月31日までに誠意ある回答と団体交渉の場を求めます。

記

- 1、 2023年度年末年始繁忙の広島中央郵便局としての総括を明らかにするとともに、今年度の年末年始業務運行の基本的な考え方について説明すること。
- 2、 年末年始繁忙における13項目について、支部労使委員会にて丁寧に説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員に対し業務研究会を実施し参加させること。またそのやり方について、資料配布で終わらせることなく必要な意思疎通は充分行うこと。
- 4、 1月1日から3日までの間に、全社員に対し休日を付与すること。
- 5、 会社側の言う「コストコントロール」の観点から、12月31日から1月3日までは超過勤務発令は行わないこと。
- 6、 会社側の言う「コストコントロール」の観点、あるいは夏期・冬期休暇

- 削減の対策として、年内・年明けの廃休・非番日労働は行わないこと。
- 7、 会社側の言う「コストコントロール」、あるいは社員の健康管理の観点から、深夜勤の勤務前後に超過勤務発令は行わないこと。また超過勤務発令は4時間前が原則であり、徹底すること。
 - 8、 社員の健康管理の観点から、連続勤務日数は6日以内となるよう勤務指定を作成すること。
 - 9、 夏期・冬期休暇削減の対策として、年次有給休暇の請求は正規取り扱いし、取得させること。
 - 10、 勤務時間管理を徹底すること。具体的には休憩・休息を確実に取得させることはもちろん、始業前着手やサービス残業をさせないよう指示指導すること。その回答が「適切に対応する」ならば、その具体策を明らかにすること。
 - 11、 「36協定」違反を起こさないよう随時確認すること。また「特別条項」を適用しないこと。
 - 12、 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ対策を中心に、社員の健康管理の徹底、労働災害根絶に向けた対策には万全を期すこと。その為のマスク・消毒液・うがい薬などの在庫を十分に確保かつ常に提供することや、換気対策等、今一度徹底すること。
 - 13、 新型コロナウイルスの感染者が多数発生した場合の対応について、今現在の規定・対応を明らかにすること。
 - 14、 社員の健康管理の観点から、個人が接種した新型コロナウイルスやインフルエンザの予防接種の費用は、全額会社側の負担として助成すること。
 - 15、 年賀葉書・カタログ営業について、販売実績の低調な社員に対し、販売の強要は絶対に行わないこと。また班指標も示さないこと。
 - 16、 職場におけるいじめ・パワハラ根絶に向けた対策を明らかにすること。またそれらが原因で休んでいた社員が職場に復帰する際は、勤務時間や復職部署等、その社員の要望を最大限尊重すること。
 - 17、 郵便部における短期ゆうメイトの雇用について、10：00から18：45で3名、22：00から6：45で3名、17：00から22：00で3名それぞれ雇用することとし、11月中には確保、事前に十分訓練をすること。
 - 18、 業務に必要な物品は、繁忙期間中在庫切れのないよう充分確保すること。
 - 19、 お客様サービスの観点から、22時以降の配達が生じないよう、ゆうパック受託会社に対し、遅くとも22時まで返納出来るような体制を要請・順守させること。
 - 20、 集配営業部における元旦の出勤時間は、7時30分とすること。
 - 21、 元旦の年賀・通常郵便物の配達方法について、全集配営業部統一した配

達とすること。

- 2 2、元旦配達用機動車は、二輪・四輪共に確実に確保すること。
- 2 3、ケース年賀について、各区全てハーフケースで実施すること。
- 2 4、会社側の言う「コストコントロール」の観点から、平日の窓口の営業時間は19時までとすること。
- 2 5、交通事故対策として、繁忙期間中は通配区の減区を中止すること。
- 2 6、長期雇用のゆうメイトの時給が、年末年始の短期雇用ゆうメイトの時給単価を下回る場合は、局長加算で差額の手当てを支給し時給逆転を解消すること。

以上